

指定居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社イーQUAL
代表者役職・氏名	代表取締役 ・ 佐藤 健太郎
本社所在地・電話番号	宮城県栗原市築館字芋埦柿木原17番地 0228-25-4833
法人設立年月日	平成26年3月3日

2. サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	居宅介護支援事業所イーQUAL
事業所番号	居宅介護支援（指定事業所番号 0471301713）
所在地	〒987-2203 宮城県栗原市築館字下宮野町浦5-3 白岩ビル2F
電話番号	0228-25-4833
FAX番号	0228-25-4834
通常の事業の実施地域	築館・志波姫地区

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の祝日、夏季休業及び12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
時間外対応	利用者等からの相談に対応するため、24時間の連絡体制（輪番制）を確保しております。

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため 必要な指揮命令を行います。	常勤兼務 1名
主任介護支援専門員	・居宅介護支援を行います。 ・介護支援専門員への助言、指導などを行います。	常勤兼務1名以上
介護支援専門員	・居宅介護支援を行います。	常勤専従2名以上

3. 事業の目的及び運営の方針

要介護状態となった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅において有する能力に
応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう公正・中立かつ、適切な居宅介護支援を提供
することを目的とします。

居宅介護支援の提供に当たっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助について分かりやすい言葉や方法で提案させて頂き、ご利用者が決める為に必要な支援をします。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行います。

4. サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
ご利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じてご利用者の居宅、入院中の医療機関、入所中の介護保険施設等を訪問します。)
課題分析の実施	①課題分析の実施に当たっては、ご利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ②解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、ご利用者の居宅を訪問し、ご利用者及びそのご家族に面接して行います。
居宅サービス計画原案の作成	①ご利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、ご利用者及びご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。 ②ご利用者及びご家族が、適正にサービス事業所の選定が行えるよう、地域のサービス事業所の、サービス内容、利用料等の情報を公正中立に提供します。 ③サービス事業所の選定を行う際、ご利用者は複数のサービス事業所の紹介を受けられること、また、居宅サービス計画原案に位置付けたサービス事業所については、位置付けた理由の説明を求めることが可能であることを、ご利用者に説明します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者より専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	①居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容についてご利用者又はご家族に対して説明し、文書によりご利用者の同意を得ます。 ②作成した居宅サービス計画を交付します。 ③ご利用者が、主治の医師の意見を求める必要のある医療的介護サ

	<p>サービスの利用を希望し、ご利用者の同意を得て主治の医師に意見を求めたうえで、居宅サービス計画に当該サービスを位置付けた場合、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付します。</p>
<p>居宅サービス計画の実施状況の把握、医療との連携</p>	<p>①居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。 ご利用者及びご家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>②モニタリングに当たり少なくとも1月に1回、ご利用者の居宅を訪問し面接します。テレビ電話等を活用してモニタリングを行う際は、少なくとも2月に1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話等を活用してモニタリングを行います。</p> <p>③少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p> <p>④回復の見込みがないと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、ご利用者又はそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回にモニタリングをさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、ご利用者への支援を実施します。その際に把握したご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。</p> <p>⑤サービス事業所からの情報提供又は、介護支援専門員により把握した情報で、必要が認められる場合、ご利用者の同意を得て、主治の医師等に報告を行います。</p> <p>⑥ご利用者の入院があった場合は、ご利用者またはご家族が入院先医療機関に対し、担当介護支援専門員の氏名、連絡先等を提供して頂くようお願いいたします。</p>

5. 利用料

別紙Ⅰ（厚生労働大臣が定める基準）のとおり

6. 秘密の保持

（1） 従業者に業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

（2） ご利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者の個人情報を用いませぬ。またご利用者のご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いませぬ。

（3） ご利用者又はそのご家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者のご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は損害賠償保険に加入しています。

8. サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

○サービス事業者に対する苦情案件

①受付（相談・苦情内容記録票作成または受理）

②サービス事業者（または当事業者）への事実関係の確認

③ご利用者への説明

〈サービス事業者（または当事業者）への改善要請が必要な場合〉

④サービス事業者への改善要請（当事業者の場合には業務改善会議で必要な改善について検討をする）

⑤サービス改善状況の確認

〈サービス事業者の改善がなされない場合〉

⑥市町村への連絡（相談・苦情内容記録票送付）

〈ご利用者が国保連への申し立てを希望する場合〉

⑦国保連合会への連絡

⑧苦情処理結果報告の受理

○市町村の行政処分に対する苦情案件

①受付（相談・苦情内容記録票作成または受理）

②ご利用者へ制度等に関する説明

〈ご利用者が納得しない場合〉

③市町村への連絡（相談・苦情内容記録票送付）

④県への不服申立支援

(2) 苦情相談窓口

担当者	管理者 佐藤 健太郎
電話番号	0228-25-4833
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
受付日	月曜日から金曜日まで (原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

苦情相談窓口	電話番号
栗原市市民生活部介護福祉課	0228-22-1350
宮城県長寿社会政策課 介護保険指導班	022-211-2556
宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護相談室	022-222-7700

9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします）を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

説明確認欄

令和 年 月 日

居宅介護支援事業提供に関する当該事業所の重要事項の説明を致しました。

事業者所在地 宮城県栗原市築館字芋塚柿木原 17 番地

事業者名 株式会社イークアル

説明者 _____

私は貴事業所居宅介護支援事業に関しての重要事項の説明を受け理解し、同意します。

利用者住所 _____

氏名 _____

利用者の代理人住所 _____

氏名 _____

利用者との続柄 _____

【別紙 I】(厚生労働大臣が定める基準：令和6年4月1日より適用)

居宅介護支援の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。ご利用者負担額は、原則として無料です。

区分 (介護支援専門員1人あたりのご利用者数)		要介護1～2	要介護3～5
居宅介護支援費 (I)			
居宅介護支援費 i (45人未満の場合)	45人未満の部分	10,860 円	14,110 円
居宅介護支援費 ii (45人以上 60人未満の場合)	45人未満の部分	10,860 円	14,110 円
	45人以上の部分 60人未満の部分	5,440 円	7,040 円
居宅介護支援費 iii (60人以上の場合)	45人未満の部分	10,860 円	14,110 円
	45人以上の部分 60人未満の部分	5,440 円	7,040 円
	60人以上の部分	3,260 円	4,220 円
居宅介護支援費 (II)			
居宅介護支援費 i (50人未満の場合)	50人未満の部分	10,860 円	14,110 円
居宅介護支援費 ii (50人以上 60人未満の場合)	50人未満の部分	10,860 円	14,110 円
	50人以上の部分 60人未満の部分	5,270 円	6,830 円
居宅介護支援費 iii (60人以上の場合)	50人未満の部分	10,860 円	14,110 円
	50人以上の部分 60人未満の部分	5,270 円	6,830 円
	60人以上の部分	3,160 円	4,110 円

イ 加算・減算

要件に満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算・減算されます。

初回加算	3,000 円
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 2,500 円 (Ⅱ) 2,000 円
退院・退所加算	(Ⅰ) イ 4,500 円 □ 6,000 円 (Ⅱ) イ 6,000 円 □ 7,500 円 (Ⅲ) 9,000 円
通院時情報連携加算	500 円
特定事業所加算	(Ⅰ) 5,190 円 (Ⅱ) 4,210 円 (Ⅲ) 3,230 円 (A) 1,140 円 (特定事業所医療介護連携加算) 1,250 円
特定事業所集中減算	-2,000 円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%
業務継続計画未策定減算	-1%
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%
同一建物減算	-5%